

「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託仕様書

1 業務委託名称

「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託

2 業務の目的

本調査は、山梨県の野菜の振興に向け、今後の施策の基礎資料とするため、山梨県産野菜の流通・取扱状況や消費者の野菜購入の傾向、飲食店等での取扱意向を把握することを目的とする。

3 委託期間

契約の締結日から令和5年12月28日まで

4 業務内容

(1) 主要野菜ニーズ調査

①対象品目

山梨県産の主要野菜4品目（スイートコーン、なす、きゅうり、トマト）とする。

②調査内容

○現状把握

- ・卸売市場から先の流通状況、山梨県産選択理由、取扱状況（量、規格、価格など）、山梨県産主要野菜に対する評価、消費者の反応、新型コロナウイルス感染拡大後のニーズ変化など対象品目の流通・販売における現状を把握できる調査・調査方法とする。

○意向把握

- ・流通販売事業者が産地を選ぶポイント（規格、数量、品質、価格、付加価値など重視点）、消費者が野菜を選ぶ時の傾向（産地、品質、規格、価格、付加価値など）、産地に求める情報、高付加価値化の傾向、今後取り扱いたい野菜品目とその時期など流通事業者や消費者の嗜好の傾向や意向が把握できる調査・調査方法とする。

③対象者

対象品目の取り扱いがある卸売業者、関係仲卸業者及び小売業者

④サンプル数

対象品目毎に

- ・卸売業者 県外3社以上、県内1社以上（品目ごとに取扱量が多い業者*から選択）
※品目ごとの取扱実績のデータは、受託事業者に提供する。なお、品目によっては、山梨県が調査対象者を指定する場合がある。
- ・仲卸業者・小売業者 県外各2社以上、県内各2社以上

⑤調査及び分析を行う期間

8月～11月

⑥集計方法

調査結果を傾向毎に取りまとめ、既存の統計データも活用した分析を行うこと。

(2) 地域特産野菜ニーズ調査

①対象品目

山梨県産の地域特産野菜4品目(やはたいも、大塚にんじん、あけぼの大豆(えだまめ)、クレソン)とする。

②調査内容

○現状把握

・生産から流通までの取引実態(取引形態、流通量、取引価格、規格など)、消費者の反応が把握できる調査・調査方法とする。

○意向把握

・産地への要望事項(規格、数量、品質、価格など)、産地に求める情報など、流通事業者や消費者の意向が把握できる調査・調査方法とする。

③対象者

対象品目を取り扱っている実需者等

※品目ごとの主な実需者等のデータについては、受託事業者に提供する。

④サンプル数

対象品目毎に

・実需者等 2社以上

⑤調査及び分析を行う期間

8月～11月

⑥集計方法

調査結果を傾向毎に取りまとめ、既存の統計データも活用した分析を行うこと。

(3) 飲食店取扱意向調査

①対象品目

・(1)及び山梨県が別に示す地域特産野菜

②調査内容

○現状把握

・山梨県内飲食店での取扱の有無、既取扱店における取扱状況(品目、規格、数量、価格、仕入先など)、取扱の経緯・消費者の反応など、飲食店における対象品目の使用実態が把握できる調査・調査方法とする。

○意向把握

・既取扱店における取扱拡大意向(品目数、数量の拡大意向)、産地への要望、未取扱店においては取り扱わない理由、今後の取扱の要望など、飲食店の取扱意向が把握できる調査・調査方法とする。

③対象者

・山梨県内の飲食店

④サンプル数

・飲食店 40店舗以上(中北地域 14店舗以上、峡東地域 10店舗以上、峡南地域 6店舗以上、富士・東部地域 10店舗以上)

※対象品目取扱店と未取扱店の比率は5:5になるよう選定する。

⑤調査及び分析を行う期間

8月～11月

⑥集計方法

調査結果を傾向毎に取りまとめ、既存の統計データも活用した分析を行うこと。

5 実績報告等

- ・受託事業者は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書（任意様式）」として取りまとめ、山梨県に提出すること。
- ・実績報告書には、委託業務の成果物一式のデータを収めた CD-R 等を添付すること。

6 中間報告

- ・令和5年9月末までに実施した調査について、令和5年10月10日（火）までに電子ファイルによる中間報告（任意様式）を作成の上、提出すること。また、山梨県の要請に応じて集計データを提出するものとする。

7 業務成果の帰属等

- ・委託業務の実施で得られた成果、情報（個人情報・企業情報を含む）等については山梨県に帰属する。
- ・受託事業者は、委託業務により制作した制作物に関し、意匠権を受ける権利、商標権を受ける権利、著作権等、全ての知的財産に関する権利を山梨県に無償で譲渡するものとする。
- ・成果物に第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改変したものを含む）の著作権は、従前からの著作者に帰属するものとし、受託事業者は必要な著作権処理を行うこと。
- ・受託事業者は、委託業務により制作した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。

8 留意事項

- ・調査に当たっては、アンケート用紙の配布・回収のみの実施は認めない。必ず、アンケート調査後に実需者等への聞き取り調査も行うこと。
- ・委託業務の遂行に際し、審査要領に基づき選定された企画提案書の内容及び実施手法等について、一部修正又は調整等を行う場合がある。
- ・委託業務の遂行に際しては、関係法令等を遵守すること。
- ・山梨県が提供した資料等全ての情報について、委託業務のみ使用することとし、この業務以外に使用してはならない。
- ・委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。特に、委託業務により知り得た個人情報については、委託業務以外の目的で使用し、又は第三者に漏らしてはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うこと。
- ・委託業務において個人情報を取り扱う場合には、「「やまなし野菜」ニーズ調査業務委託契約書」別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・委託業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保たなければならない。
- ・委託業務は、契約期間終了後も含めて、山梨県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合がある。検査の対象となった場合には、委託業務の報告や資料提出等、積極的に協力すること。また、委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務の終了年度の翌年度から5年間保存しておくこと。
- ・委託業務の実施にあたっては、随時、山梨県へ連絡、報告、協議のやりとりを行う等、情報共有を密にしなければならない。

9 その他

(1) 再委託について

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面による山梨県の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2) 仕様の変更について

受託事業者は、やむを得ない事情によるほか、事業目的を達成するために、より効果的な手法がある場合又は委託業務遂行上やむを得ない事情が発生した場合は、本仕様書の変更について山梨県と協議することができる。

(3) 記載外の事項について

本仕様書に記載されていない事項については、山梨県の指示に従うこととする。